

2021年9月吉日

厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室 御中

特別な支援・配慮を要する児童への職員加配に関する提言

一般社団法人 全国保育連盟

代表理事 若瀬久



現在の職員配置基準は自治体基準が優先されていますが、特別な支援・配慮を要する児童への職員加配には顕著な差があり、現場の保育に大きな影響を及ぼしています。

支援の内容によっては、児童1名に対し職員2名が必要な状況で事業者が人件費を持ち出しています。

全国統一で一定の基準を超えた特別な支援・配慮を要する児童への職員加配を必須項目として制定していただくことを提言いたします。

一定の基準とは、支援内容が児童により大きく異なる発達障害において、数字だけで1対1、2体1等を判断できるものではないため、各基礎自治体と運営事業者による支援児審査会等を実施し審議をすることを意味します。

その児童に必要な支援ができることは、当該児童以外の児童においても安定した生活が確保されることにも繋がります。